

2016年8月17日

高島市長 福井 正明 様

あいば野平和運動連絡会

あいば野演習場における日米合同演習について (申し入れ)

陸上自衛隊幕僚広報室は8月4日、国内における米陸軍との実動訓練(オリエント・シールド)を今年29日から9月21日まで、あいば野演習場及び今津駐屯地で実施すると発表しました。

来演する米陸軍3-25旅団第2-27大隊は、ベトナム戦争やイラク戦争に出動し、そのモットーを「地上に怖いものなし」としている侵略部隊であり、高速装甲車ストライカーの来演も2012年に続き2回目になります。

今回の演習はまた、安倍政権が強行した「安保法制(戦争法)」施行後初の日米合同演習で、「日米軍事協力の指針(新ガイドライン)」の本格実施によって、自衛隊が南スーダン等海外で戦闘する際に対処すべき役割と戦術を米軍から学ぶものであり、私達は強く反対します。

貴職が、この演習に反対する市民の声に耳を傾け、次の措置をとられるよう申し入れます。

1. 今、防衛省が策定作業を進めている海外派兵時における「駆け付け警護」の行動指針や武器の「使用基準」の緩和によって、今後、海外に派兵される自衛隊員が「殺し・殺される」状況に遭遇することは明白です。

市民である若い自衛隊員が、海外で「殺し・殺される」状況に遭遇しないために、安保法制(戦争法)の実施をやめさせ、またこれに繋がる今回の共同訓練に反対してください。

2. 昨年の「民家被弾事件」の際、締結された「饗庭野演習場の使用に関する覚書」に基づき、今回の合同演習に関する詳細な日程と内容を、地元自治体と住民に対して説明するよう求めてください。

また報道機関等への「演習公開」の際、市民の代表である市議会議員と市職員を参加させるよう要求してください。

さらに、沖縄における米兵や米軍属による不祥事が続発している中で、米兵の動向に市民は強い危機感と関心をもっており、米兵を演習場外に出さないよう求めてください。

3. あいば野における日米合同演習は、1986年以降今回で15回目になります。このような「日米合同演習の常態化」と、陸上自衛隊の日常演習の強化は、憲法で保障された高島市民の「平和的生存権」を侵し、安全と平穏な生活が脅かされるとして、多くの人々は強い不安感を抱いています。

この地元市民の不安が的中したのが、昨年7月16日、陸上自衛隊第4施設団の12.7mm重機関銃の射撃訓練中、標的から外れた弾丸が民家の屋根瓦と天井を貫通した事件の発生であり、また今年6月の今津駐屯地配属の無人偵察機が若狭湾で行方不明になった事故です。

幸いにして、ともに人身被害に至りませんでしたが、これらの事件・事故の真相と要因、再発防止対策を、地元自治体と住民に明らかにするよう、関係当局及び部隊に求めてください。